

随意契約理由書

件名	空気調和設備用中央監視装置既設機能維持保守対応業務
契約の相手方	アズビル（株）ビルシステムカンパニー 関西支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約の理由 当該設備は、当研究所の超低温装置や精密機器等を良好に稼働させ、また、各実験室において検査の精度上必須の温度・湿度を一定に保つために必要な自動制御機器を監視する装置である。 当該設備の安定的な稼働のために、また不具合を把握して故障を未然に防ぐために、定期的に点検を行っているが、装置の老朽化により機器等の更新が必要となった。 本業務の実施には製作メーカーしか知りえない当該設備の構造や機能についての把握が不可欠である。また、汎用でない部品については製作メーカーしか供給できない。 当該設備は上記業者が独自の技術で製作したものであるため、本業務は上記業者にしか履行できない。 よって、上記業者との随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	保健福祉局保健所 環境保健研究所 事務係 (電話番号 302-6197)